

司法制度改革推進本部事務局
国際化検討会資料

平成 15 年 5 月 14 日

「法整備支援の現状と課題」

カンボディア民訴法典起草支援の経験を踏まえて

駿河台大学 竹下守夫

・法整備支援の多様な展開

1．法整備支援の意義

「開発途上国が行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援する活動」(尾崎道明「法務総合研究所国際協力部における民商事法を中心とした法整備支援活動について」法の支配 126 号 5 頁・2002 年)

2．法整備支援の諸態様

法典整備支援　法典起草支援・法典起草に対する助言
人材養成支援
その他の法整備支援

・法整備支援の理念

「法の支配」の妥当する民主国家体制確立の支援

・カンボディア王国民事訴訟法典起草支援の経験

1．プロジェクトの全体像

(1) カンボディア法整備支援プロジェクト発足

1998 年 11 月、国際協力事業団(JICA)における「カンボディア重要政策中枢支援『法整備』」プロジェクトの立上げ。

(2) 民法・民事訴訟法各作業部会の設置

2．起草支援の基本方針

民主的法治国家の訴訟原則に基づく民事訴訟法典の起草。

原案は日本側が用意、検討はカンボディア側メンバーと共同して現地ワークショップで行う。両国作業部会の協同作業として民事訴訟法案を完成させる。

同時に将来運用に当たるべき人材を養成。

3．起草作業の具体的実施過程

(1) 民事訴訟制度構築のための基本問題の検討(1999 年 3 月～8 月)

(2) 個々の条文の起草作業(1999 年 9 月～2003 年 1 月)

(3) 起草作業の実施方法

日本側作業部会(53 回)

現地ワークショップ(13 回。別に、日本での開催 2 回)

カンボディア側用語確定会議

．実施過程から見た法整備支援の諸課題 法典整備支援を中心として

1．人材確保の問題

- (1) 法典起草支援・助言の担当者の確保
- (2) 周辺作業担当者の確保（通訳・事務局・現地滞在専門家）

2．使用言語の問題

- (1) 法典起草・助言作業の正確性の保障 相手国公用語主義
- (2) 相手国公用語で起草された成果物のチェック
- (3) 英語の補助的使用の必要（情報発信・情報壟断予防など）

3．管理運営体制の問題

- (1) 対内関係での責任体制
- (2) 対外関係における管理運営体制

．司法制度改革と法整備支援 結びに代えて

1．法整備支援の位置づけ

政府開発援助（ODA）と司法の国際的使命との交叉

2．政府開発援助としての法整備支援

政府開発援助の高度化としての法整備支援

3．司法の国際的使命としての法整備支援

「法の支配」する民主的法治国家体制確立への支援は、開発途上国からの要請に基づき、司法制度改革の理念の国際社会への拡大であり、わが国司法の国際的使命である。

4．国としての本格的取り組みの必要